

# 罹災証明書

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。(災害対策基本法第90条の2)

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

※各種被災者支援策 納付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等  
融資 : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等  
減免・猶予 : 税、保険料、公共料金等  
現物給付 : 災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理 等

## <被災から支援措置の活用までの流れ>

被災者から市町村へ申請

被害状況の調査(市町村)



被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない(一部損壊)
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満	10%未満

罹災証明書の交付(市町村)

(備考欄)

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項①)	
罹災原因	年月日のによる
被災住家 <sup>②</sup> の所在地	
住家 <sup>③</sup> の被害の程度	口全壊 口大規模半壊 口半壊 口半壊に至らない(一部損壊)
(追加記載事項④)	

被災家は、災害は被災者等が生活の本拠として日々的に使用していくことのいふ。のために使用しているもののこと。(被災者生活再建支援金や災害救援金によらせるもののが被災者の対象となること)

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年月日

〇〇市町村長

印

各種被災者支援措置の活用